

みんなで守ろう 洞爺湖町の景観

(第3回)

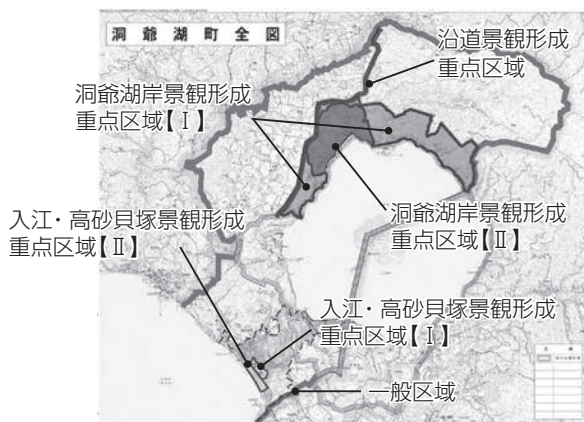
■問合せ 建設課管理・土木・都市計画グループ(☎ 74-3007)

前は景観計画区域について掲載しましたが、第3回目は、景観計画区域の一般区域についてどのような行為が届出の対象となるのか、また、どのような基準があるのかを説明します。

1. 景観計画区域(一般区域)

洞爺湖町全域が景観計画区域であり、重点区域に指定されていないところが一般区域となります。
詳しくは下の「景観計画区域図」のとおりです。

■景観計画区域図



2. 一般区域の届出対象行為

一定規模以上の建物や工作物などを建築する場合は、洞爺湖町景観条例、景観計画により町への届出が必要になりますので、その一部を紹介します。

行為の種類		届出対象行為
建築物	新築または移転	高さが13mまたは延べ面積2000㎡を超えるもの
	増築または改築	延べ面積2000㎡を超えるもの ※増改築前の規模が既に2000㎡を超えている、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合対象外
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	高さが13mまたは延べ面積2000㎡を超えるもので、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
工作物	新設または移転	高さ5mを超えるもの
	物見塔	高さ13mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが13mを超えるもの

※届出は、工事着手の30日前までに行わなければなりません。

※届出対象行為、景観形成基準について詳しい内容を知りたい方は、ホームページに洞爺湖町景観計画を掲載していますのでそちらをご覧ください。http://www.town.toyako.hokkaido.jp/person_guide/construction/con002/p013/
今回はここまでです。次回は、入江・高砂貝塚景観形成重点区域について詳しく解説します。

3. 一般区域の景観形成基準

建物や工作物などに色や高さなどの基準を定めており、この基準を守るようお願いしていますので、その一部を紹介します。

行為の種類	一般区域の景観形成基準
位置・配置	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 ・景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺から眺望に配慮した位置・配置とすること。 ・建築物の高さは、原則として13mを超えないようにすること。 ・工作物の高さは、原則として15mを超えないようにすること。 ・やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと。
色彩の範囲	・建築物の外観にけげばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物などの本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で当該立面の面積の1/5を超えないこと。 【けげばしい色彩の範囲】 明度：7を超えるもの 彩度：R(赤)、YR(黄赤)系は8を超えるもの Y(黄)系は6を超えるもの GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は4を超えるもの

■洞爺湖町一般区域における「けげばしい色彩」の範囲(マンセル値による)

